給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の見方　※この通知は保管してください。

Ⓐ:課税の年度を表示。特に年度切替前後はご注意ください。

令和 Ⓐ 年度　給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

Ⓑ

年度の途中に税額変更した場合は、変更通知書をお送りします。その場合、Ⓑ:「決定」が線で消されています。
なお、変更通知書の場合、Ⓒには変更後の合計が表示されますが、Ⓓには変更があった従業員の分だけが表示されます。

1. 「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」は、特別徴収義務者（給与支払者）宛にお送りする通知です。従業員ごとに、何月にいくら給与から差し引きしていただくかについて表示しています。
2. 事業所（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員の給与から住民税を差し引きし、納入していただきます。
3. 6月から翌年5月までが住民税における1年度となります。
4. 年度の途中で従業員が住所変更した場合でも、1月1日現在の住所地の市町村に納入します。
5. 納税義務者用通知が同封されていた場合は、ミシン目で切り分けて、開封せず（圧着された状態のまま）従業員に配付してください。

Ⓒ

特別徴収税額	㋐	課税人員		非課税人員	
	人数	納付額		人数	納付額
月割額 6月分			12月分		
7月分			1月分		
8月分	㋑		2月分		
9月分			3月分		
10月分			4月分		
11月分			5月分		
（備考）					

Ⓒ:事業所（給与支払者）が住民税を給与から差し引きする人数と合計額が表示されます。
㋐:事業所のⒶ年度の合計金額や人数、㋑:月ごとの人数と月ごとの合計金額が表示されます。

Ⓓ:従業員ごとの税額等が表示されます。

公印

Ⓓ

指定番号	㋒	宛名番号	㋓	市町村コード	142123	受給者番号	㋔	特別徴収税額	㋕
住所				氏名				個人番号	

納付額									
6月分	㋖	10月分		2月分		（摘要）	㋗		
7月分		11月分		3月分					
8月分		12月分		4月分					
9月分		1月分		5月分					
変更月	㋘ 月								

㋒:厚木市が貴事業所に付番した指定番号です。

㋓:同じ指定番号内での各従業員の通し番号

㋔:社員番号等、事業所内での従業員の管理番号。給与支払報告書に記載のものを表示（記載がなければ空欄）。

㋕:1年間に差引きする税額（6月～5月の合計）

㋘:税額が変更になった月（変更月以降の税額が変更になります）。

㋖:各月に給与から差し引きしていただく税額です。

㋗:税額が変更になった場合や異動があった場合の事由等が表示されます。

表示の例

例1）新年度当初の税額決定通知書:6月に支払う給与から6月分の住民税を差し引きし、翌月10日までに市に納入してください（7月以降も同じ。）。
※新年度当初の税額決定通知書に記載のある従業員が退職等により、給与から差し引きできない、または年度途中で差し引きできなくなった場合は、異動届出書を提出してください。

特別徴収税額	35000	個人番号										（摘要）
納付額 6月分	3100	10月分	2900	2月分	2900							
7月分	2900	11月分	2900	3月分	2900							
8月分	2900	12月分	2900	4月分	2900							
9月分	2900	1月分	2900	5月分	2900							
変更月	月											

例2）従業員が確定申告したことにより、年度の途中で税額が減額になった場合
⇒給与から差し引きする税額が11月分から減額になります。※増額になる場合もあります。
⇒市に納入する税額が11月分から減少します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

特別徴収税額	33600	個人番号										（摘要）
納付額 6月分	3100	10月分	2900	2月分	2700							
7月分	2900	11月分	2700	3月分	2700	確定申告による変更						
8月分	2900	12月分	2700	4月分	2700							
9月分	2900	1月分	2700	5月分	2700							
変更月	11 月											

例3）従業員が退職し、6月分から9月分まで徴収済み（10月分以降が未徴収）という内容で**異動届出書を提出した翌月に届いた税額通知**
⇒10月分から市に納入する税額が減少します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

特別徴収税額	11800	個人番号										（摘要）
納付額 6月分	3100	10月分	0	2月分	0							
7月分	2900	11月分	0	3月分	0	特別徴収から普通徴収へ切替						
8月分	2900	12月分	0	4月分	0							
9月分	2900	1月分	0	5月分	0							
変更月	10 月											

例4）入社した従業員について前職から特別徴収継続し12月分から貴事業所で特別徴収開始するとして**異動届出書を提出した翌月に届いた税額通知**
⇒12月分から市に納入する税額が増額します。※納入書を使用している事業所は納入書を訂正して納入してください。

特別徴収税額	17400	個人番号										（摘要）
納付額 6月分	0	10月分	0	2月分	2900							
7月分	0	11月分	0	3月分	2900	転勤						
8月分	0	12月分	2900	4月分	2900							
9月分	0	1月分	2900	5月分	2900							
変更月	12 月											

氏名又は名称	個人番号又は法人番号